第115期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

個別注記表

連結注記表

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

株式会社　栃木銀行

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
　商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
　なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)
　有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
　また、主な耐用年数は次のとおりであります。
　　建物　　6年～50年
　　その他　4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
　無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
　貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

　「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
　なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,983百万円であります。

(2) 賞与引当金
　賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金
　役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金
　退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
　　過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
　　数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金
　睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金
　偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法
　金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。
8. 消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,334 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は576百万円、延滞債権額は43,491百万円であります。
　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
　なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,438百万円であります。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,505百万円であります。
　なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,312百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
　担保に供している資産

預け金	30 百万円
有価証券	4,660 百万円
その他の資産	2 百万円

　担保資産に対応する債務

預金	1,860 百万円
借用金	3,300 百万円

　上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券77,385百万円及びその他の資産18,000百万円、手形交換所差入保証金としてその他の資産3百万円を差し入れております。
　また、その他の資産には、保証金は811百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、402,533百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが359,269百万円あります。
　なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　6,658百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　27,331 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額　429 百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,736百万円であります。
13. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

①有形固定資産

主として、事務機器等であります。

②無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　49 百万円
15. 関係会社に対する金銭債権総額　2,748 百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額　4,157 百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	25 百万円
役務取引等に係る収益総額	118 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	26 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	356 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,830 百万円

2. 関連当事者との間の取引

(1)親会社及び法人主要株主(会社等に限る。)等

該当ありません。

(2)子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子法人等	株式会社 とちぎんリーシング	所有 直接5% 間接50%	保証取引関係	当行住宅ローン等の保証取引	105,510	－	－

(注) 当行の住宅ローン等に対する保証を受けております。保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。取引金額は、当事業年度末の保証残高を記載しております。

(3)兄弟会社等

該当ありません。

(4)役員及び個人主要株主(個人の場合に限る。) 等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金(百万円)	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注1)	取引金額(注2)	科目	期末残高
役員	井橋吉一	―	被所有 直接0%	融資先	資金の貸付 利息の受取	43 0	貸出金	49
役員の近親者	和南城憲一の近親者	―	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	29 0	貸出金	40
	井橋吉一の近親者	―	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	28 0	貸出金	28
	小林隆雄の近親者	―	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	15 0	貸出金	15
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社イハシ (注3)	50	被所有 直接0%	融資先	資金の貸付 利息の受取	2,180 19	貸出金 (注5)	2,073
	株式会社イハシエネルギー(注4)	50	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	755 4	貸出金	728
	英興商事株式会社 (注3)	50	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	372 4	貸出金	340
	芳賀通運株式会社 (注6)	98	被所有 直接0%	融資先	資金の貸付 利息の受取	972 15	貸出金 (注7)	887
	株式会社ホーエー (注6)	40	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	2,809 42	貸出金 (注7)	2,864
	宇東梱包運輸株式会社 (注6)	20	被所有 直接0%	融資先	資金の貸付 利息の受取	172 2	貸出金	210
	日東産業株式会社 (注6)	20	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	178 1	貸出金 (注7)	172
	大丸林業株式会社 (注6)	20	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	133 1	貸出金 (注7)	128
	株式会社ホーショー (注6)	10	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	251 2	貸出金	242
役員が理事を務める財団法人	一般財団法人とちぎメディカルセンター (注8)	―	被所有 直接-%	融資先	資金の貸付 利息の受取	1,716 30	貸出金	1,764

（注） 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付につきましては、市場金利等を勘案して利率等の取引条件を合理的に決定しております。
2. 資金の貸付の取引金額は、期中平残を記載しております。
3. 当行取締役井橋吉一及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。
4. 当行取締役井橋吉一及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社の子会社であります。
5. 当行取締役井橋吉一が債務保証を行っております。
6. 当行監査役塚本美貴吉及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。
7. 当行監査役塚本美貴吉が債務保証を行っております。
8. 当行取締役麻生利正が理事長を務めております。

3. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

（グルーピングの方法）

営業用店舗は原則として営業店単位で、遊休資産は各々個別に1単位としてグルーピングを行っております。また、本部、研修所、寮社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

（減損損失を認識した資産または資産グループ）

場所	栃木県内
主な用途	営業用店舗2ヵ所
種類	土地建物等
減損損失額	129 百万円

（減損損失の認識に至った経緯）

新築移転等が決定したことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額129百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額）

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、路線価等を基準に土地の形状等に応じた価額の調整を行い評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	5,540	0	102	5,438	(注)1、2
合計	5,540	0	102	5,438	

（注） 1. 自己株式のうち普通株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。
2. 自己株式のうち普通株式の株式数の減少は、新株予約権の権利行使102千株によるものであります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成30年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

3.　子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに組合出資金（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
組合出資金	－	－	－
合計	－	－	－

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに組合出資金

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式	924
関連法人等株式	9
組合出資金	400
合計	1,334

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに組合出資金」には含めておりません。

4.　その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	13,087	7,347	5,739
	債券	106,022	105,155	867
	国債	61,456	61,187	269
	地方債	25,286	24,806	480
	社債	19,279	19,161	117
	その他	107,449	106,182	1,266
	外国証券	5,131	5,000	131
	その他の証券	102,318	101,182	1,135
	小計	226,558	218,684	7,873
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,022	6,650	△ 628
	債券	103,237	103,748	△ 511
	国債	24,612	24,666	△ 54
	地方債	66,871	67,289	△ 417
	社債	11,753	11,792	△ 38
	その他	137,396	142,291	△ 4,895
	外国証券	995	1,000	△ 4
	その他の証券	136,400	141,291	△ 4,891
	小計	246,657	252,691	△ 6,034
合計		473,215	471,376	1,839

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	516
その他	3,079
合計	3,596

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5.　当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	13,737	4,260	0
債券	369,647	738	168
国債	358,386	319	168
地方債	9,913	371	－
社債	1,347	47	－
その他	31,826	86	1,640
外国証券	－	－	－
その他の証券	31,826	86	1,640
合計	415,211	5,085	1,809

6.　減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は該当ありません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の有価証券の銘柄について当事業年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、30%以上50%未満下落した銘柄については、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し、時価の回復可能性が認められないと判定した場合等であります。

（金銭の信託関係）
その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	2,133	2,133	－	－	－

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,518 百万円
退職給付引当金	1,778 百万円
賞与引当金	249 百万円
減価償却費	767 百万円
有価証券償却	254 百万円
未払事業税	37 百万円
その他	707 百万円
繰延税金資産小計	7,313 百万円
評価性引当額	△ 2,528 百万円
繰延税金資産合計	4,785 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 447 百万円
繰延税金負債合計	△ 447 百万円
繰延税金資産の純額	4,337 百万円

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,548 円 94 銭
１株当たりの当期純利益金額	41 円 29 銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	41 円 16 銭

（ストック・オプション等関係）
1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名は次のとおりであります。
営業経費 30 百万円

2.　ストック・オプションの規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　12 名	当行取締役　12 名	当行取締役　11 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式　160,600 株	普通株式　123,500 株	普通株式　81,500 株
付与日	平成24年7月17日	平成25年7月17日	平成26年7月15日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成24年7月18日～ 平成54年7月17日	平成25年7月18日～ 平成55年7月17日	平成26年7月16日～ 平成56年7月15日

	株式会社栃木銀行 第4回新株予約権	株式会社栃木銀行 第5回新株予約権	株式会社栃木銀行 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　10 名	当行取締役　10 名	当行取締役　8 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式　50,500 株	普通株式　99,700 株	普通株式　69,800 株
付与日	平成27年7月14日	平成28年7月15日	平成29年7月14日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成27年7月15日～ 平成57年7月14日	平成28年7月16日～ 平成58年7月15日	平成29年7月15日～ 平成59年7月14日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動

当事業年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
権利確定前			
期首	78,900 株	85,800 株	68,200 株
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	21,700 株	25,200 株	19,300 株
未確定残	57,200 株	60,600 株	48,900 株
権利確定後			
期首	―	―	―
権利確定	21,700 株	25,200 株	19,300 株
権利行使	21,700 株	25,200 株	19,300 株
失効	―	―	―
未行使残	―	―	―

	株式会社栃木銀行 第4回新株予約権	株式会社栃木銀行 第5回新株予約権	株式会社栃木銀行 第6回新株予約権
権利確定前			
期首	48,700 株	99,700 株	―
付与	―	―	69,800 株
失効	―	―	―
権利確定	12,500 株	23,700 株	―
未確定残	36,200 株	76,000 株	69,800 株
権利確定後			
期首	―	―	―
権利確定	12,500 株	23,700 株	―
権利行使	12,500 株	23,700 株	―
失効	―	―	―
未行使残	―	―	―

②単価情報

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
権利行使価格	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	490 円	490 円	490 円
付与日における公正な評価単価	234 円	350 円	408 円

	株式会社栃木銀行 第4回新株予約権	株式会社栃木銀行 第5回新株予約権	株式会社栃木銀行 第6回新株予約権
権利行使価格	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	490 円	490 円	―
付与日における公正な評価単価	670 円	347 円	440 円

（注）1株当たりに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された株式会社栃木銀行第6回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1)使用した評価技法　ブラック・ショールズ・モデル式

(2)主な基礎数値及び見積方法

	株式会社栃木銀行第６回新株予約権
株価変動性　（注）1	40.785 %
予想残存期間　（注）2	2.01 年
予想配当　（注）3	8.5 /株
無リスク利子率　（注）4	△ 0.122 %

（注）1　割当日前営業日（平成29年7月13日）から予想残存期間（2.01年）に相当する過去104週分の当行株価より算出したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2　当行取締役の任期に基づき見積っております。

3　平成29年3月配当実績によっております。

4　予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

１．連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　5社

会社名

株式会社　とちぎんビジネスサービス
株式会社　とちぎん集中事務センター
株式会社　とちぎんカード・サービス
株式会社　とちぎんリーシング
宇都宮証券　株式会社

（連結範囲の変更）

当連結会計年度より、宇都宮証券株式会社の株式を取得し子会社としたため、連結の範囲に含めております。

② 非連結の子会社及び子法人等　3社

会社名

株式会社　とちぎんキャピタル
とちぎ地域活性化投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　3社

会社名

株式会社　とちぎんキャピタル
とちぎ地域活性化投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の関連法人等　2社

会社名

株式会社　とちぎネットワークパートナーズ
とちぎネットワークファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日　5社

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

２．会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　6年～50年

その他　4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号　平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,040百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券又はデリバティブ取引の事故による損失に備えるため、連結される子会社及び子法人等が金融商品業に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異　：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
(13) 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
(14) 重要なヘッジ会計の方法
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。
(15) 消費税等の会計処理
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

３．注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額　426 百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）等により借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券であり、（再）担保に差し入れている有価証券は2,032百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は760百万円、延滞債権額は43,564百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,438百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,768百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,312百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

預け金	30 百万円
有価証券	4,660 百万円
その他資産（割賦債権）	21 百万円
その他資産（リース投資資産）	78 百万円
その他資産	3 百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,860 百万円
借用金	3,340 百万円

上記のほか、為替決済及び信用取引等の取引の担保として、有価証券77,385百万円及びその他資産18,357百万円、手形交換所差入保証金としてその他資産3百万円を差し入れております。
また、その他資産には、保証金815百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、406,946百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが359,269百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　6,658百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　　30,368 百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額　　429 百万円
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,736百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益4,355百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却1,323百万円、株式等売却損1,297百万円を含んでおります。
3. 減損損失

当行グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

（グルーピングの方法）

営業用店舗は原則として営業店単位で、遊休資産は各々個別に1単位としてグルーピングを行っております。また、本部、研修所、寮社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

（減損損失を認識した資産または資産グループ）

場所	栃木県内
主な用途	営業用店舗2ヵ所
種類	土地建物等
減損損失額	129 百万円

（減損損失の認識に至った経緯）

新築移転及び移転統合予定から、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額129百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額）

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、路線価等を基準に土地の形状等に応じた価額の調整を行い評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	109,608	―	―	109,608	
合計	109,608	―	―	109,608	
自己株式					
普通株式	5,540	0	102	5,438	(注)1、2
合計	5,540	0	102	5,438	

（注） 1. 自己株式のうち普通株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。
2. 自己株式のうち普通株式の株式数の減少は、新株予約権の権利行使102千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					135	
合計		―					135	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日定時株主総会	普通株式	468百万円	4.5円	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月8日取締役会	普通株式	416百万円	4.0円	平成29年9月30日	平成29年12月8日
合計		884百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議予定）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月28日定時株主総会	普通株式	468百万円	利益剰余金	4.5円	平成30年3月31日	平成30年6月29日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等（以下「当行グループ」という）は、銀行業務を中心に事業を行っております。これら業務を行うため、主な営業基盤である栃木県内を中心とした個人預金及び法人預金等によって資金調達を行っております。より多くのお客様から預金をお預かりし、預金の小口分散化を進めることによる安定した資金調達を基本方針としております。

資金運用については、地域経済の発展と豊かな社会作りのため、住宅ローンを中心として個人ローンや地元中小企業及び個人事業主等の育成・支援という地域金融機関としての公共的使命のもと、お客様の幅広い資金ニーズに対応した融資により行っております。徹底したリテール戦略による底辺拡大を行い、将来にわたる融資基盤造りを行うことを基本方針としております。有価証券運用については、国債・政府保証債・公共債等による安定運用を基本スタンスとした運用を行っております。デリバティブは、金利リスク及び為替リスク等を効率的に管理する手段として利用しており、投機的な収益獲得手段としては取扱わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の個人、事業先に対する貸付金であり、信用供与先の財務内容の悪化等により債務履行能力に問題が生じ、資産の価値が減少ないし消滅する信用リスクに晒されております。また、一部の連結子会社においては、国内の法人向けにリース債権を保有しており、これについても信用リスクに晒されております。

有価証券は、債券を中心として株式、投資信託等を純投資目的、事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券については、売買目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利や市場価格の変動により資産の価値が変動し損失を蒙るリスクに晒されております。また、外国為替取引に伴う外貨建ての資産については、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外国為替取引にかかる為替先物予約取引を行っており、為替の変動リスクに晒されております。

負債である預金については、一定の環境の下で支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

なお、デリバティブ取引には、長期固定金利貸出金をヘッジ対象とした金利スワップ取引があり、「金利スワップの特例処理」によるヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、「リスク管理基本規程」及び「信用リスク管理規程」の他、信用リスクに関する諸規程に基づき、審査部、個人ローン審査室が個別債務者・案件に対し、与信審査、与信限度額の設定、与信情報管理、保証や担保の設定を管理し、資産査定室が内部格付等の審査・管理を行うことで、個別債務者の信用リスクを管理するとともに、管理部と連携して問題債権への対応を行う体制を整備し、随時、取締役会、経営会議にて審議、報告を行っております。

また、有価証券の発行体の信用リスクについては、資金運用部が、定期的に外部格付等の信用情報や時価の把握を行うことで管理しております。

さらに、経営企画部リスク管理室が、業種集中や大口集中等のモニタリングを定期的に行って信用リスクの分散を図り、モニタリングの結果は定期的に取締役会、ＡＬＭ委員会に報告しております。

これらの信用リスク管理の状況については、随時、監査部がチェックしております。

②市場リスクの管理

当行グループでは、「リスク管理基本規程」及び「市場リスク管理規程」に基づき、市場リスクを適切にコントロールするために、当行の体力に見合った市場リスクの限度額を定めており、資金運用部等の業務執行部門において、市場リスク量が限度枠内に収まるように市場取引等の運用を行っているほか、経営企画部リスク管理室が、当行全体の金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等を統括的にモニタリングして限度額の遵守状況等を監視し、その結果を定期的に取締役会、ＡＬＭ委員会に報告しております。

また、有価証券については、市場運用委員会を通じてリスクガバナンスの強化を図るとともに、適正なリスクテイク方針のもとでの安定収益の持続的な確保を目指した運用を行っております。さらに、当行の体力を勘案した保有限度額、評価損失絶対額及び損失限度額を定め、経営企画部リスク管理室が日次で遵守状況をモニタリングしており、これに抵触した場合は、臨時の市場運用委員会を開催して対応を協議するなど、市場リスクに対する管理体制を整備しております。

外貨建ての資産については、「外国為替取引管理規程」において、資金ポジションの限度額を定めており、実需に応じてカバー取引を行っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達にかかる流動性リスクについては、資金運用部が、資金繰り表を作成・更新したうえ、経営企画部リスク管理室に報告しているほか、「危機管理計画」により、平常時、注視時、懸念時、危機時の流動性準備額を定め、これを上回る流動性資産を保有していることを常時管理しております。

④市場リスクにかかる定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク、価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」であります。当行グループでは、これらを含む原則全ての金融商品について、市場リスクに関する定量的分析を行っており、市場リスクの内部管理にＶａＲを利用しております。

ＶａＲの算定にあたっては、分散共分散法（信頼区間99%、観測期間240営業日）を採用しております。算定に使用している保有期間は商品区分により異なっており、「有価証券」のうち政策投資株式は180日、「貸出金」及び「有価証券」のうちの仕組貸出及び仕組債は90日、それ以外の金融商品については62.5日としております。なお、非上場株式については簿価を時価とみなし、時価がＴＯＰＩＸに連動するものと仮定して算定しております。

平成30年3月31日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失の推計値）は、全体で10,081百万円であります。

なお、当行グループでは、「有価証券」について、リスク計測モデルが算出する日々のＶａＲの値と実際の損益を比較し、損失がＶａＲを上回った回数によりモデルの有効性を検証するバックテスティングを定期的に実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。但し、ＶａＲは過去の相場変動をベースとして統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。連結貸借対照表計上額で重要性が乏しい科目については記載を省略しております。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	439,290	439,290	－
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	－	－	－
その他有価証券	473,365	473,365	－
(3)貸出金	1,887,886		
貸倒引当金（＊）	△ 10,216		
	1,877,669	1,890,683	13,013
資産計	2,790,325	2,803,339	13,013
(1)預金	2,637,485	2,637,509	24
(2)譲渡性預金	39,412	39,412	－
負債計	2,676,897	2,676,922	24

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(＊1)	597
組合出資金(＊1)	3,480
合　　計	4,078

（＊1） 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	3,866	73,632	98,799	92,676	54,257	84,841
満期保有目的の債券	－	－	－	－	－	－
うち 国債	－	－	－	－	－	－
地方債	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	3,866	73,632	98,799	92,676	54,257	84,841
うち 国債	15	45,308	－	－	12,084	28,661
地方債	3,302	9,339	36,992	14,522	9,654	18,346
社債	548	6,633	5,770	－	2,198	15,981
その他	－	12,351	56,035	78,154	30,320	21,851
貸出金（＊）	223,182	162,384	202,836	132,601	223,443	797,365
合計	227,048	236,016	301,635	225,278	277,701	882,207

（＊） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない44,087百万円、期間の定めのないもの101,985百万円は含めておりません。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金（＊）	2,472,370	134,954	30,160
譲渡性預金	39,412	－	－
合計	2,511,783	134,954	30,160

（＊）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成30年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2 満期保有目的の債券（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	13,087	7,347	5,739
	債券	106,022	105,155	867
	国債	61,456	61,187	269
	地方債	25,286	24,806	480
	社債	19,279	19,161	117
	その他	107,449	106,182	1,266
	外国証券	5,131	5,000	131
	その他の証券	102,318	101,182	1,135
	小計	226,558	218,684	7,873
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,022	6,650	△ 628
	債券	103,338	103,849	△ 511
	国債	24,612	24,666	△ 54
	地方債	66,871	67,289	△ 417
	社債	11,854	11,893	△ 38
	その他	137,446	142,341	△ 4,895
	外国証券	995	1,000	△ 4
	その他の証券	136,450	141,341	△ 4,891
	小計	246,806	252,841	△ 6,034
合計		473,365	471,526	1,838

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	13,754	4,269	0
債券	369,647	738	168
国債	358,386	319	168
地方債	9,913	371	－
社債	1,347	47	－
その他	31,826	86	1,640
外国証券	－	－	－
その他の証券	31,826	86	1,640
合計	415,218	5,094	1,809

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の有価証券の銘柄について当連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、30%以上50%未満下落した銘柄については、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し、時価の回復可能性が認められないと判定した場合等であります。

（金銭の信託関係）
その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成30年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	2,133	2,133	－	－	－

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,549 円 76 銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	43 円 11 銭
潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	42 円 97 銭

（ストック・オプション等関係）
1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名は次のとおりであります。
営業経費 30 百万円

2. ストック・オプションの規模及びその変動状況
(1)ストック・オプションの内容

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12 名	当行取締役 12 名	当行取締役 11 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 160,600株	普通株式 123,500株	普通株式 81,500株
付与日	平成24年7月17日	平成25年7月17日	平成26年7月15日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成24年7月18日～ 平成54年7月17日	平成25年7月18日～ 平成55年7月17日	平成26年7月16日～ 平成56年7月15日

	株式会社栃木銀行 第4回新株予約権	株式会社栃木銀行 第5回新株予約権	株式会社栃木銀行 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 10 名	当行取締役 10 名	当行取締役 8 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 50,500株	普通株式 99,700株	普通株式 69,800株
付与日	平成27年7月14日	平成28年7月15日	平成29年7月14日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成27年7月15日～ 平成57年7月14日	平成28年7月16日～ 平成58年7月15日	平成29年7月15日～ 平成59年7月14日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動

当連結会計年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
権利確定前			
期首	78,900 株	85,800 株	68,200 株
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	21,700 株	25,200 株	19,300 株
未確定残	57,200 株	60,600 株	48,900 株
権利確定後			
期首	―	―	―
権利確定	21,700 株	25,200 株	19,300 株
権利行使	21,700 株	25,200 株	19,300 株
失効	―	―	―
未行使残	―	―	―

	株式会社栃木銀行 第4回新株予約権	株式会社栃木銀行 第5回新株予約権	株式会社栃木銀行 第6回新株予約権
権利確定前			
期首	48,700 株	99,700 株	―
付与	―	―	69,800 株
失効	―	―	―
権利確定	12,500 株	23,700 株	―
未確定残	36,200 株	76,000 株	69,800 株
権利確定後			
期首	―	―	―
権利確定	12,500 株	23,700 株	―
権利行使	12,500 株	23,700 株	―
失効	―	―	―
未行使残	―	―	―

②単価情報

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
権利行使価格	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	490 円	490 円	490 円
付与日における公正な評価単価	234 円	350 円	408 円

	株式会社栃木銀行 第4回新株予約権	株式会社栃木銀行 第5回新株予約権	株式会社栃木銀行 第6回新株予約権
権利行使価格	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	490 円	490 円	―
付与日における公正な評価単価	670 円	347 円	440 円

(注) 1株当たりに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された株式会社栃木銀行第6回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1)使用した評価技法　ブラック・ショールズ・モデル式

(2)主な基礎数値及び見積方法

	株式会社栃木銀行第６回新株予約権
株価変動性　（注）1	40.785 %
予想残存期間　（注）2	2.01 年
予想配当　（注）3	8.5 /株
無リスク利子率　（注）4	△ 0.122 %

（注）1　割当日前営業日（平成29年7月13日）から予想残存期間（2.01年）に相当する過去104週分の当行株価より算出したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2　当行取締役の任期に基づき見積っております。

3　平成29年3月配当実績によっております。

4　予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。